

広島高速道路の料金及び料金の徴収期間（平成二十六年三月二十日付け広島高速道路公社公告）二二に基づき、次のとおり国土交通大臣に届出をしたので、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十五条第一項の規定によって公告する。

平成二十六年三月二十日

広島高速道路公社理事長 高 井 巖

一 料金の額

広島高速道路の料金及び料金の徴収期間（平成二十六年三月二十日付け広島高速道路公社公告）二一に定める表の料金の欄中「一九〇・四七」の区間の消費税等の取扱い及び料金の額の単位を、切り捨てにより、十円単位の端数処理を行うことに変更する。

二 ETC乗継割引後の料金の額

広島高速道路の料金及び料金の徴収期間（平成二十六年三月二十日付け広島高速道路公社公告）三二に定める別表二のETC乗継割引後の料金の欄中「五七一・四二」の区間の消費税等の取扱い及び料金の額の単位を、切り捨てにより、十円単位の端数処理を行うことに変更する。

三 実施する期間

平成二十六年四月一日から。